

広島県告示第六百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成十九年六月一日認可した。

平成十九年六月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

太田川漁業協同組合

2 住所

広島市安佐北区可部町大字今井田四一八番八一号

二 免許番号

内水共第三十号、内水共第三十一号及び内水共第三十二号

三 変更の内容

第三条に第三項として、新たに「あゆを対象とする竿釣を行う場合は、リールを使用してはならない。」を加える。

第五条第一項の表中高瀬堰から下流三〇mまでの区域の項イ期間の欄中「あゆ解禁日から六月三十日まで」を「あゆ解禁日から十一月三十日まで」に改める。

第六条第三項第二号から第十八号を削り、新たに第二号として「その他組合の指定する場所」を加える。

同条に第四項として、新たに「前項で指定した納付場所は組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定した時も同様とする。」を加える。

附則

この規則は知事の認可があつた日から施行する。